

## ◎所定疾患施設療養費算定状況

令和5年度

	算定日数	投薬	検査	注射	処置
尿路感染 21件	159	133	21	16	21
肺炎 0件	0	0	0	0	0
带状疱疹 0件	0	0	0	0	0
蜂窩織炎 5件	32	28	0	11	5

### \* 尿路感染

投薬：ノルフロキサシン

注射：アミカシン、ロセフィン1g+生食100ml

処置：飲水促し、陰部の清潔保持、内服管理、点滴管理

### \* 蜂窩織炎

投薬：セフカペンピボキシル

注射：アミカシン、ロセフィン1g+生食100ml

処置：軟膏塗布、皮膚清潔保持

## ◎所定疾患施設療養費とは

尿路感染、肺炎、带状疱疹、蜂窩織炎により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。